

## 質問への回答

契約件名 令和4年度 特定医療費支給認定更新業務人材派遣契約（看護職）

上記件名にかかる仕様（設計）書の内容等の質問について回答します。

項目（ページ数等）	質問内容	回答
第5派遣要件 （3 就業時間）	<p>・午前8時45分から午後5時15分までのうち、6時間とありますが、具体的な就業時間は横浜市様が指定されるということでしょうか。その場合、いつ頃の決定となりますでしょうか。また、月により変動はございますか。</p> <p>・（うち、1時間を休憩時間とする）とありますが、実働は5時間で間違いありませんでしょうか。※内訳書は1日6時間（実働）の計算となっているようです。</p>	<p>・実働時間は6時間となります。就業時間については、10時から17時まで（うち1時間休憩）と考えておりますが、9時から16時まで（うち1時間休憩）や10時から16時まで（休憩なし）の勤務時間など、派遣者を確保するため、必要に応じて調整できるようにしております。</p>